

# 第 1 部 総 則



## 第1節 目的

この羽曳野市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条（推進計画）の規定に基づき、羽曳野市防災会議が定める計画であって、羽曳野市の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、市及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき事務または業務の大綱及び住民の役割等を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の構成

本計画は、災害予防対策計画、災害応急対策計画及び災害復旧・復興対策計画とする。なお、府地域防災計画との整合により次のような構成とする。

表1-1 羽曳野市地域防災計画の構成

	総 則	災害予防対策計画	災害応急対策計画	災害復旧・復興対策計画
風水害対策	第1部 総 則	第2部 災害予防対策計画	第3部 風水害応急対策計画	第6部 復旧・復興対策計画
その他災害 (火災・事故災害等)			第4部 その他災害応急対策計画	
震災対策			第5部 地震災害応急対策計画	
	東南海・南海地震防災対策推進計画			

## 第3節 計画の性格と基本方針

本計画は地域の防災に関し、市及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者を通じて必要な体制を確立し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策の基本的方向を示すものであり、地域をあげて実施すべきものであるが、各防災関係機関の役割には限界もあり、住民一人ひとりの自覚により「自分の命は自分で守る」という意識の高揚が不可欠である。したがって本計画では、自主防災組織の育成やボランティアの受け入れなど新しい防災・復旧活動の担い手についてその方向を示すこととする。

また、特に阪神・淡路大震災の教訓を生かすべく、広域的な相互応援体制の整備、情報・通信体制の多重化やライフラインの確保などの基礎的な予防対策整備のほか、高齢者、障害者、外国人など災害時要援護者に対する救援、復興対策などについてもその方向を示す。

地震災害については、被害想定を行い、必要とされる救援物資の備蓄の実施や災害応急対策について実際に想定される被害のもと適切な判断ができるよう検討を加える。

なお、市はもちろんのこと、地域住民においても災害対策基本法及びその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講じるものとする。

## 第4節 市の概況

### 第1 自然的条件

#### 1 位置及び面積

本市は、東はなだらかな二上山系を経て、奈良県に、西は羽曳野丘陵を越えて堺市と松原市に、南は富田林市と太子町に北は柏原市と藤井寺市に隣接し、大阪府のほぼ中東南部に位置している。

表1 - 2 羽曳野市の位置

面積	広ぼう	海拔	市役所の位置	
			地名	経緯度
26.44km <sup>2</sup>	東西 8.4km 南北 6.2km	最高 290.0m 最低 22.6m	羽曳野市誉田四丁目1番1号	東経 135° 36 北緯 34° 33

#### 2 地 勢

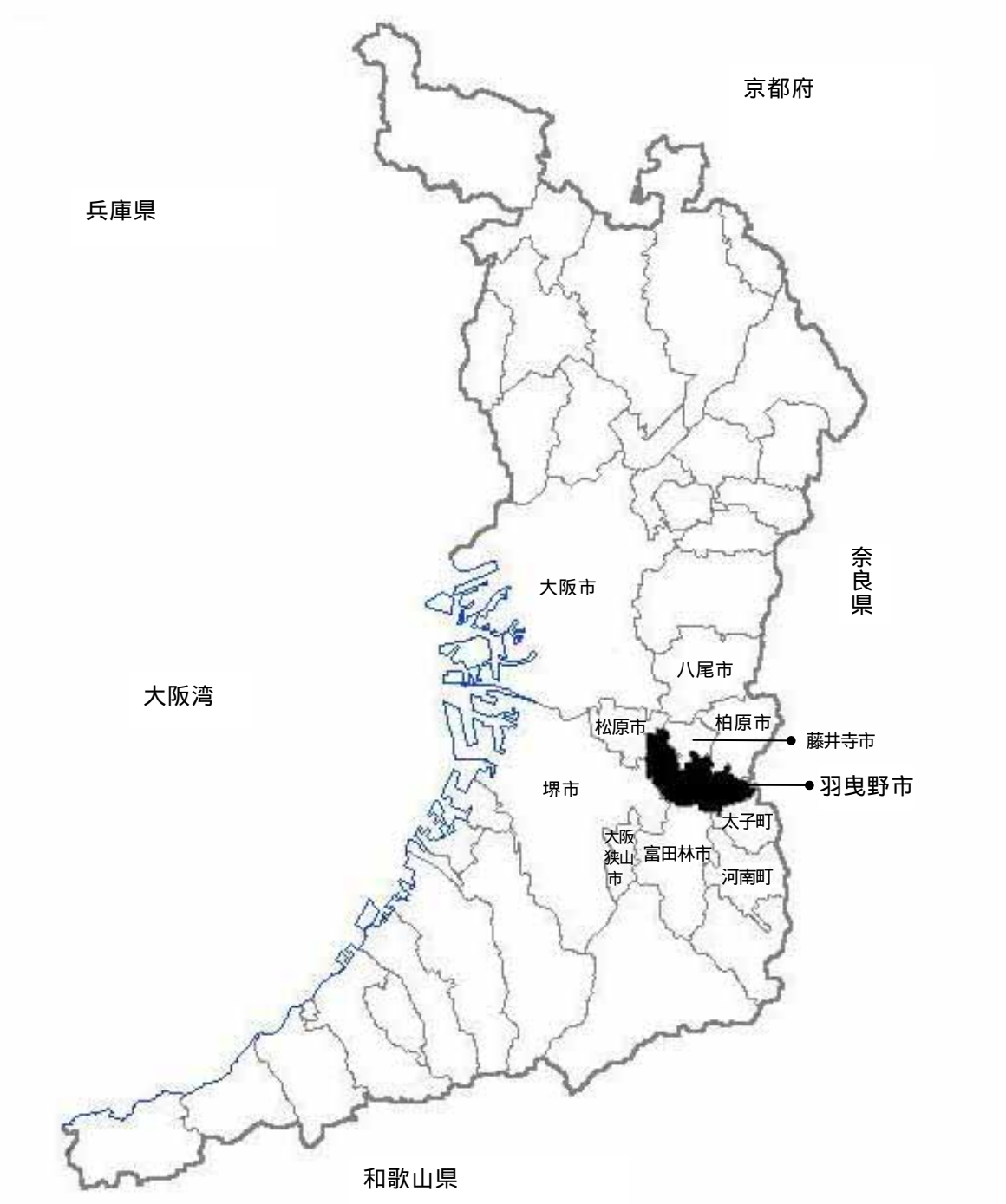
本市は、生駒金剛葛城山系に囲まれた河内平野におおわれ、東部には二上山系の斜面に樹園地を形成し、中央部には、石川流域の平野と羽曳野丘陵地帯があり、その西側と北側に平野部が続いている。

一方市内の河川は、石川の本流をはじめ東の飛鳥川、西の東除川が主な河川で、他に大乗川、王水川がそれぞれ市域を流れ大和川から大阪湾に注いでいる。

石川は岩湧山を源に発し、滝畑ダムに入り山間部から平野部を流れ大和川と合流している市内最大の河川であり、一方西の東除川は狭山池を源に発し羽曳野丘陵の西側の平野部を流れ大和川に注いでいる中小河川で、一部低湿地は現在も雨期になると浸水に見舞われている。

市内にはかんがいを目的としたため池が多く点在しており、このうち最も大きなものは大座間池で約 10 万 m<sup>2</sup>ある。

图 1 - 1 羽曳野市位置图



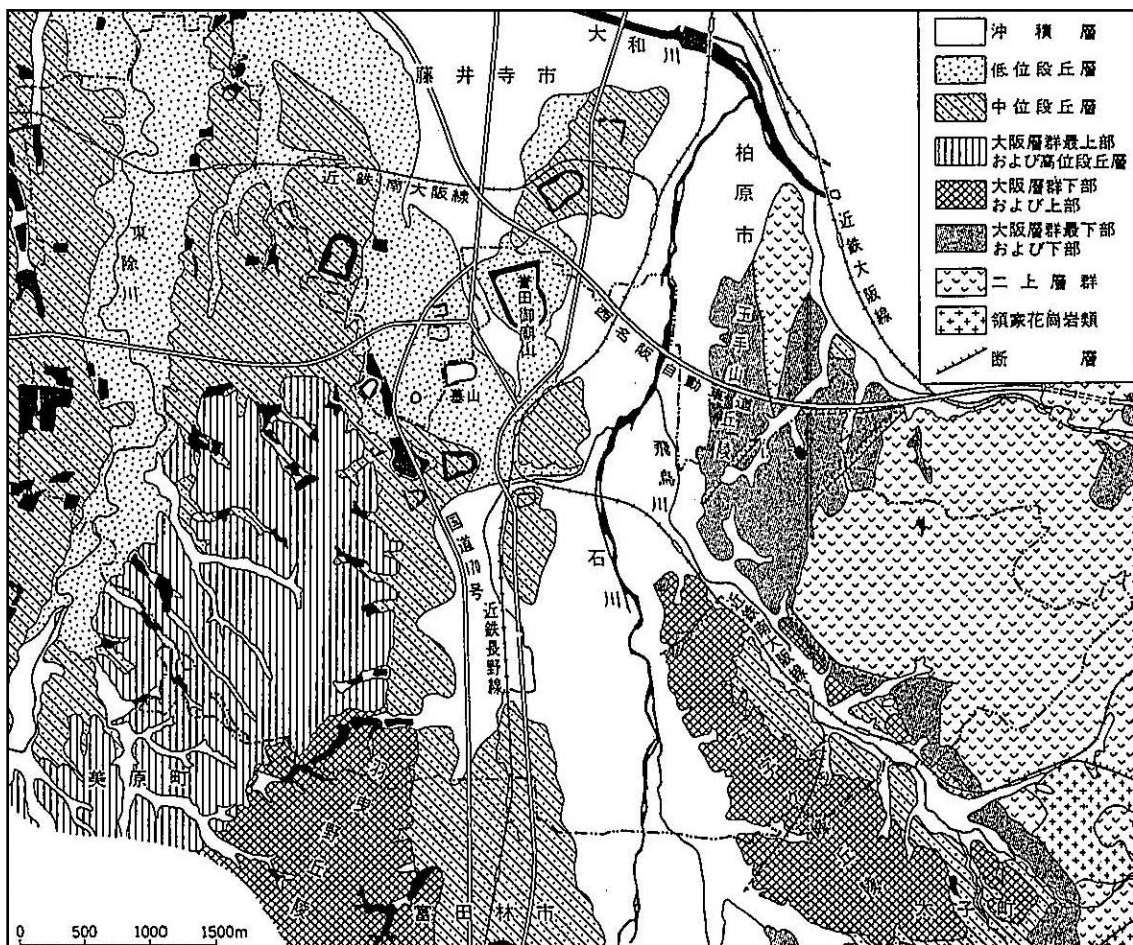
### 3 地質

本市を含む大阪平野の成り立ちの概略をみると、古く中生代には基盤岩となる領家変成帯（花崗岩）が形成され、南の和歌山県で三波川変成帯との境が中央構造線となっている。

新生代に入ると、日本列島各地で沈降運動が始まり、それと同時に火山活動も活発となり、中新世には、本市の東側に形成されている二上層群が形成された。二上層群は、火山活動によって形成され、片状花崗岩、安山岩からなり、堅い地層を形成している。

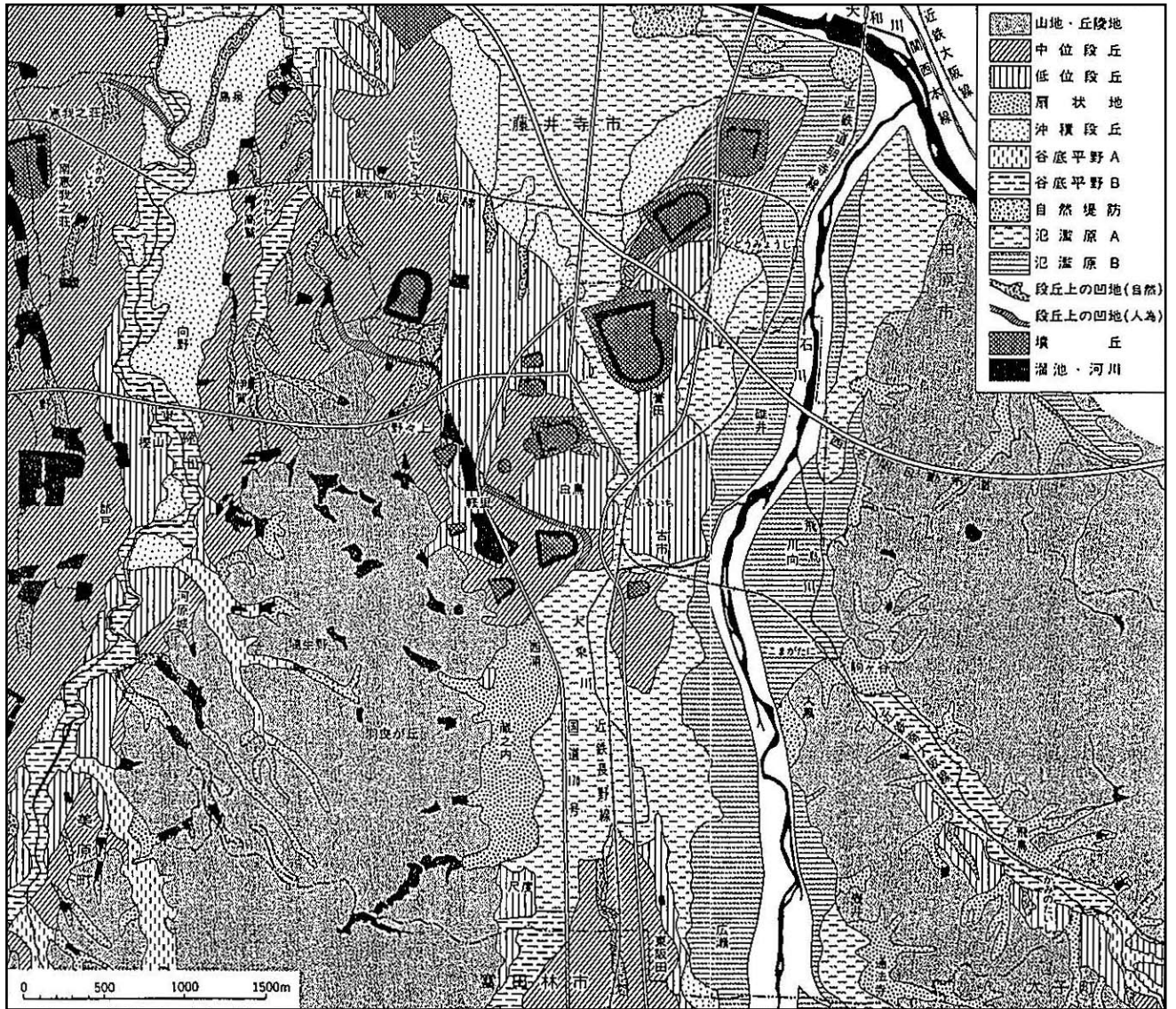
鮮新世には、第二瀬戸内海時代となり、本市周辺は海に沈み、大阪層群が最下部層、下部層、上部層の順で形成されてきた。大阪層群は粘土層、砂層、砂礫層の互層で形成されている。その後約30万年前になると、石川の浸食作用により、市西部の低位、中位、高位の各段丘層が形成された。最後に、最近の1～2万年で石川周辺の沖積層が形成されている。

図1-2 羽曳野市域の地質図



中川要之助原図（森図房作図）

図 1 - 3 羽曳野市域の地形分類図



#### 4 市周辺の活断層

以下に現在確認されている活断層のうち本市に近いものを示す。資料は「新編日本の活断層 分布図と資料(東京大学出版会、1991)」による。

表 1 - 3 羽曳野市周辺の活断層

記号	断層名	確実度	活動度	長さ km	走行	平均変位速度 m/10 <sup>3</sup> 年	推定されるマグニチュード	備考・位置等
13	羽曳野撓曲	I	B	14	NNE		6.7	羽曳野市 河内長野市
42	誉田断層	I	B	4	NS	0.25 ~ 0.4	5.8	羽曳野市 藤井寺市
10	大和川断層帯	I	B	8	NE		6.3	柏原市 奈良市
11	上ノ太子撓曲	I	C	3	NW		5.6	香芝市
12	太子撓曲	I	C	3	NW		5.6	太子町
6	松野山断層	I	C	13	NNE		6.7	奈良県
8	生駒断層	I	B	21	NS	0.1	7.0	大東市 八尾市
7	矢田断層	I	B	9	NS		6.4	生駒市
9	上町断層	I	B	6.5	NS		6.2	大阪市
14	葛城東麓断層群	I	B	6	NS		6.1	新庄町付近
15	葛城断層		B	7	NS		6.2	御所市付近
16	葛城山西麓		C	6	NS		6.1	河南町 千早赤阪村
17	金剛断層	I	B	8	北部NS 南部EW		6.3	大和高田市 五條市
18	神山撓曲		C	4	NNE		5.8	河南町
19	全胎寺山撓曲	I	C	4	NE		5.8	富田林市付近
20	日野撓曲	I	C	2	ENE		5.3	河内長野市



表 1 - 3 羽曳野市周辺の活断層（続き）

記号	断層名	確実度	活動度	長さ km	走行	平均変位速度 m/10 <sup>3</sup> 年	推定されるマグニチュード	備考・位置等
21	片蔵撓曲	I	C	3	NE		5.6	堺市泉北ニュータウン付近
24	別所撓曲	I	C	4	NS		5.8	堺市 和泉市
43	長居			13	NNE		6.7	大阪市 堺市 (伏在)
25	坂本断層	I	C	3.5	NNW	0.05 ~ 0.2	5.7	和泉市
26	春木撓曲	I	C	2	NNW		5.3	和泉市
30	内畑断層	I	[C]	10	ENE		6.5	和泉市 岸和田市
44	平石			3.5	NS		5.7	
40	平群断層	I	C	6	NS		6.1	平群町付近
27	神於山撓曲	I	C	2	NNW		5.3	岸和田市
28	水間北方		C	5	ENE		6.0	貝塚市
29	神於山断層	I	[C]	6	ENE		5.8	貝塚市
31	成合断層	I	[C]	3	EW		5.6	熊取町
48	若櫛断層	I	[C]	2	EW		5.3	和泉市
2	高樋断層			14	NS		6.7	奈良市付近
3	三百断層	I	[C]	7	NS		6.2	"
4	天理断層	I	B	7	NS		6.2	"
45	上河内 小越峠	I		6	NW		6.1	千早赤阪村付近
46	千早 岩瀬			10	ENE		6.5	千早赤阪村付近
47	千早 久留野峠			3.5	NW		5.7	千早赤阪村付近
22	五条谷断層	I	A	22			7.1	橋本市 粉河町

表 1 - 3 羽曳野市周辺の活断層（続き）

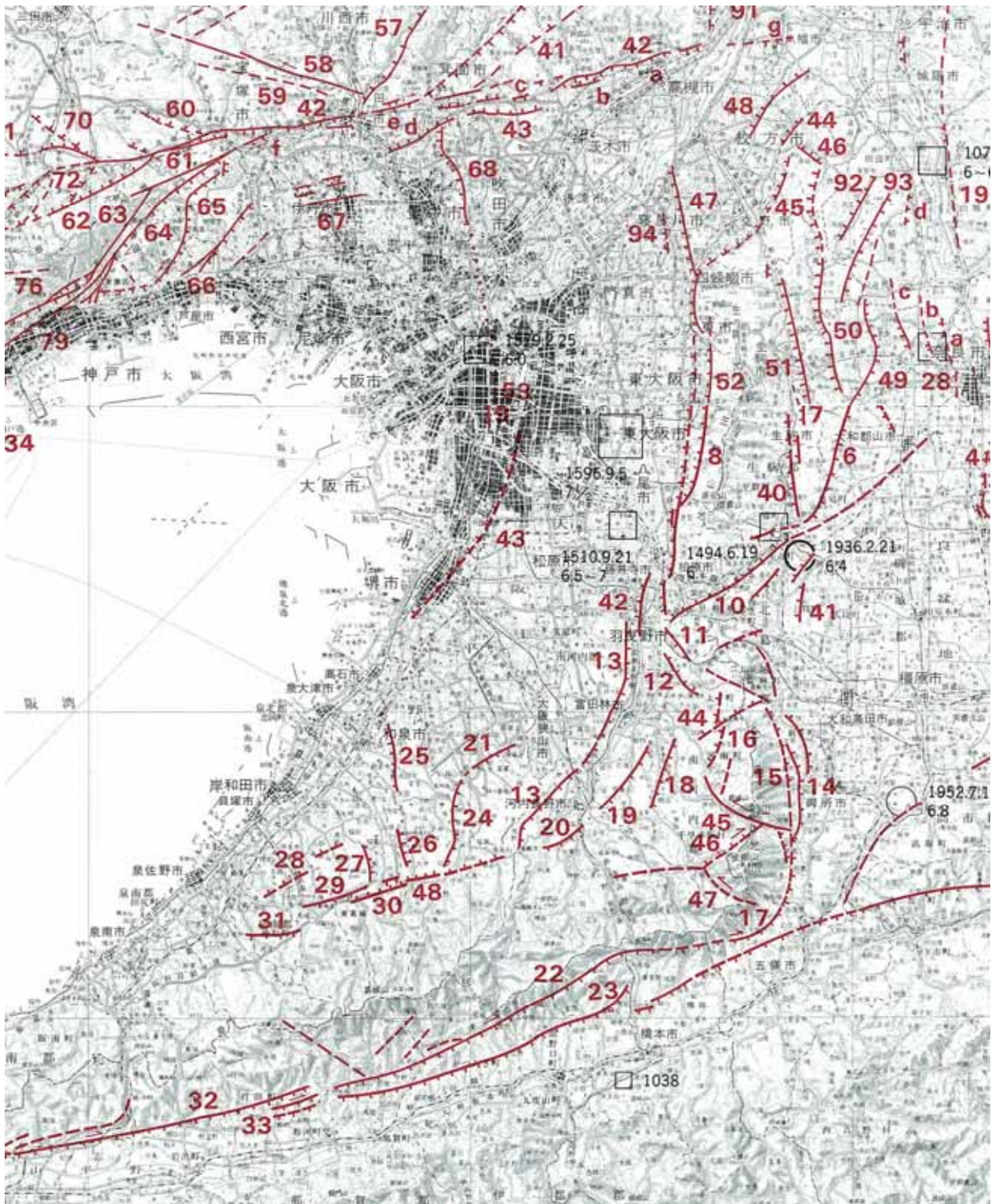
記号	断層名	確実度	活動度	長さ km	走行	平均変位速度 m/10 <sup>3</sup> 年	推定されるマグニチュード	備考・位置等
5	中央構造線 千股断層	I	[C]	30	E W		7.3	橋本市 三重 県
23	中央構造線	I	[C]	22	E N E		7.1	橋本市 粉河 町
32	中央構造線 根来断層	I	A	20	E N E		7.0	粉河町 和歌 山市
27	奈良坂撓曲	I	B	5	N N W		6.0	
28	佐保田撓曲 秋篠撓曲	I		6			6.1	
49	あやめ池撓曲	I	[B]	7	N N E		6.2	
50	富雄川撓曲	I	[C]	4			5.8	
45	交野断層	I	[B]	10	N N E		6.5	
47	枚方撓曲	I	B	6	N S		6.1	
93	東畑撓曲	I	[B]	3	N N E		5.6	
94	豊野断層		A ~ B	0.8	N S		4.7	

資料：新編日本の活断層 分布回と資料「東京大学出版会、1991」

確実度：I 活断層であることが確実なもの、活断層であると推定されるもの、活断層の可能性はあるが、変位の向きが不明であったり、他の原因、たとえば川や海の浸食による崖、あるいは断層に沿う浸食によってリニアメントが形成された疑いが残るもの。

活動度：活断層の過去における活動の程度、A（1m/1000年のオーダー）、B（0.1m/1000年）C（0.01m/1000年）、[ ]で示したものは、第四紀中期（約50万年前）以降に活動しなかったとみられるもの。

図 1 - 4 羽曳野市周辺の断層位置図



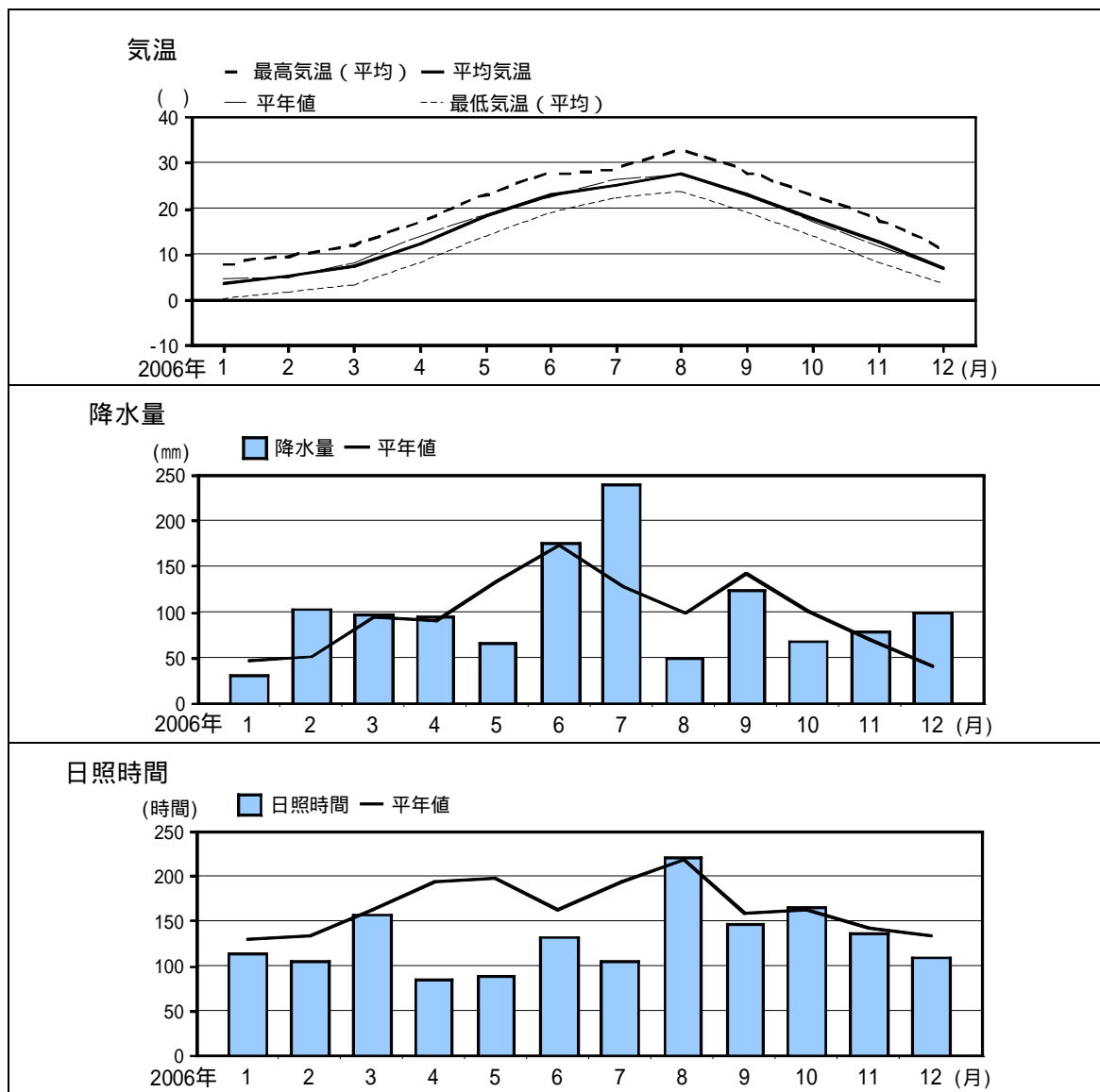
## 5 気 象

本市の気候は、瀬戸内気候に属し比較的温暖である。しかし、金剛山系に隣接するため年平均気温は、大阪市に比べやや低くなっている。

市の最寄りの観測地点（大阪府立食とみどりの総合技術センター）における気象と大阪管区気象台観測（平年値）と比べると最高気温0.4、最低気温2.0、平均気温1.0いずれも低く、また降水量も132.5mm少なく、日照時間は逆に117.5時間多くなっている。

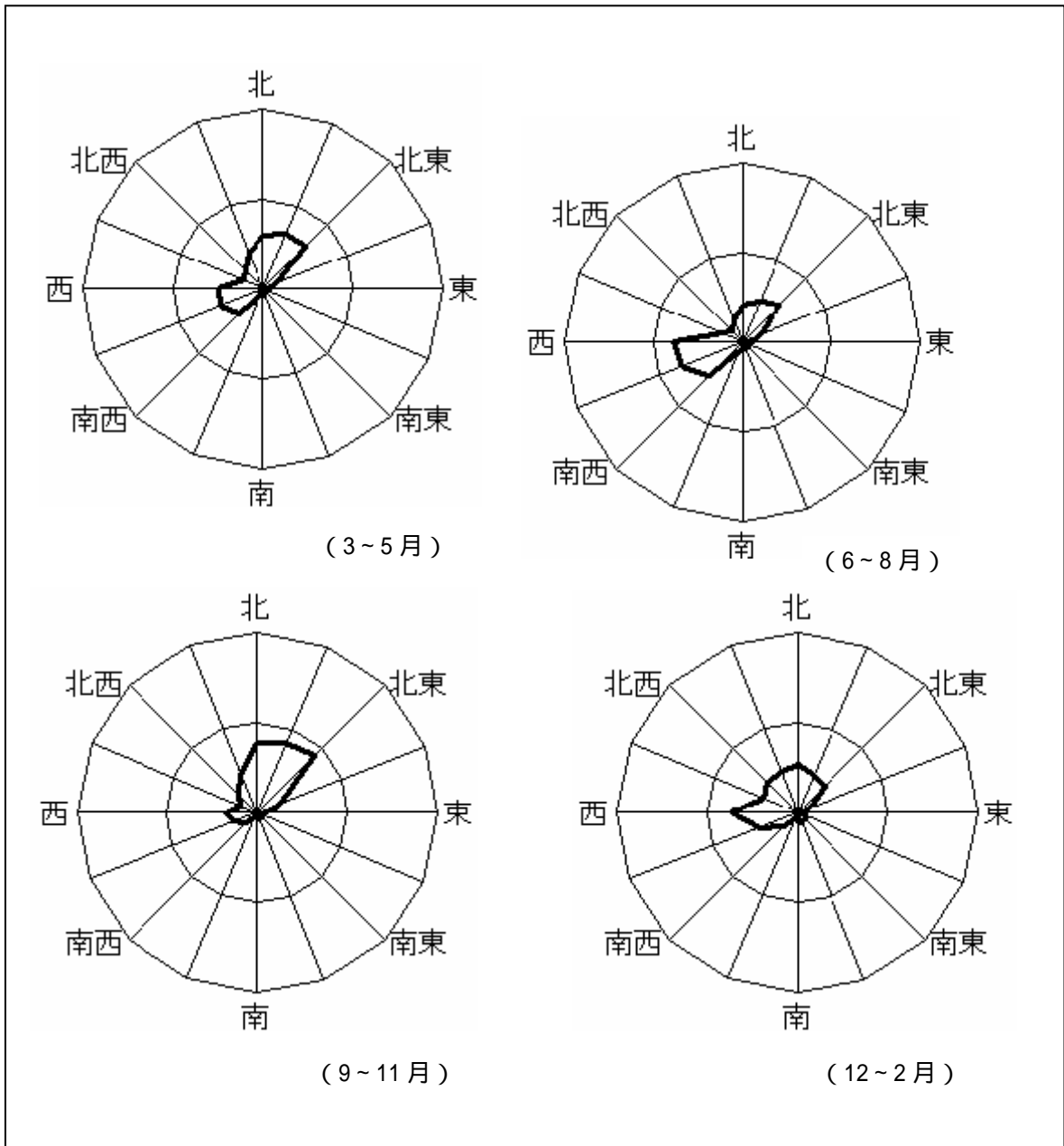
降雨量は年平均1,257.2mmであり6月、7月の梅雨期を中心に3月下旬の春雨時と台風期を含む9月の秋雨期に集中している。湿度は60～70%である。

図1-5 地上気象（平成18年1月～12月）



観測地点：大阪府立食とみどりの総合技術センター（羽曳野市尺度）

図1 - 6 風向の出現率（平成12～16年）



## 第2 社会的条件

### 1 常住人口

本市は古くから大阪と奈良を結ぶ交通の要衝として発達し、近年は大阪市近郊の住宅都市として人口を伸ばしてきたところであり、既に昭和53年に10万人を達成している。

本市の人口(平成18年9月末現在)は120,426人で、地区別にみると、最も多いのは高鷲地区の33,747人で、総人口の28.0%を占めており、次いで埴生地区が24,101人で20.0%、古市地区が24,056人で20.0%となっている。一方、最も少ないのは駒ヶ谷地区の4,049人、3.4%となっている。

人口密度は、平成18年9月末現在、一平方キロメートルあたり4,555人で、地区別に人口密度が最も高いのは、高鷲地区であり、市域全体の約2.6倍(11,693人)ときわだっている。次いで、羽曳が丘地区が高く、市域全体の約2.1倍(9,362人)になっている。

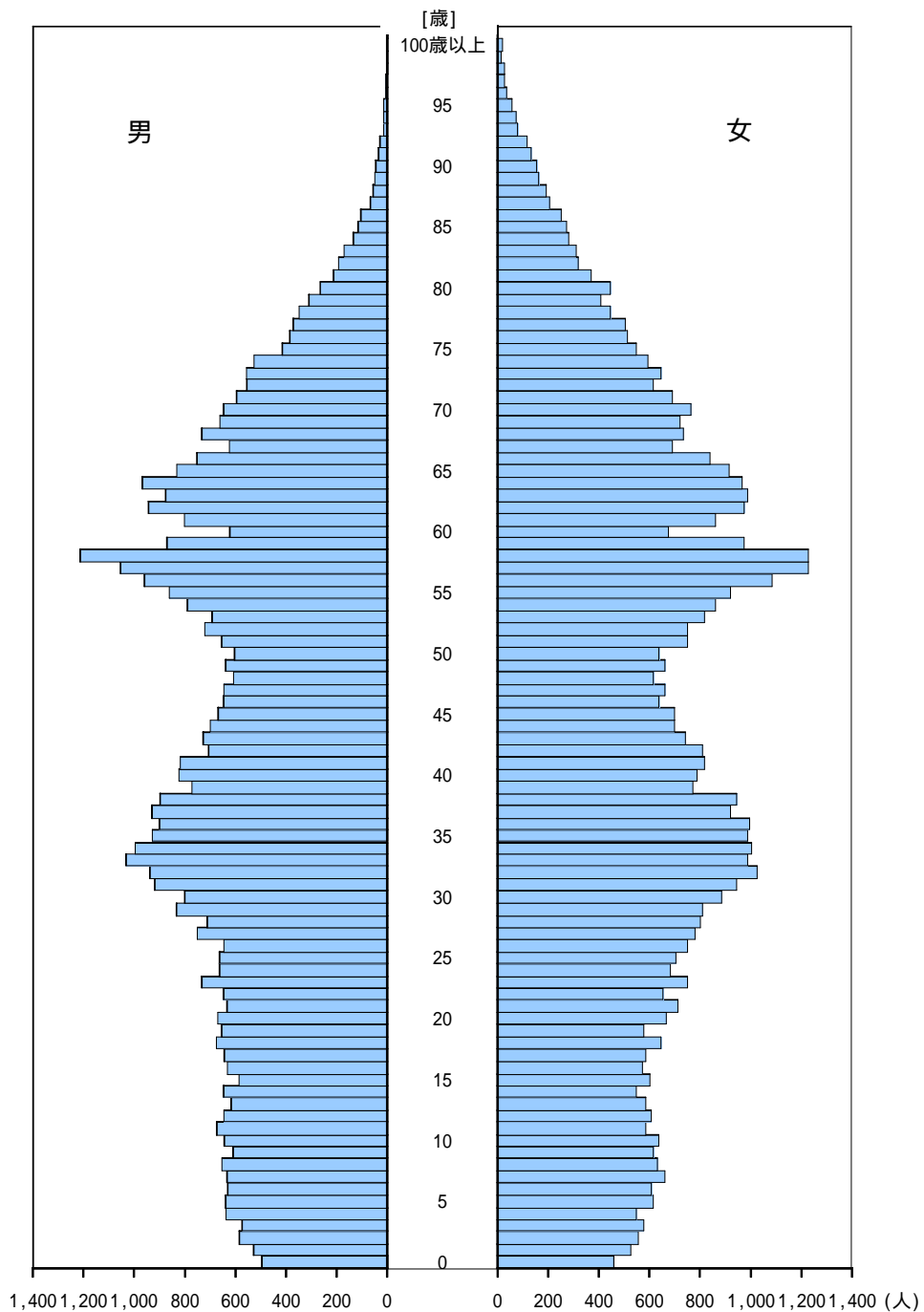


表1-4 地区別人口

地域	人口総数 (人)	人口割合 (%)	面積 (k㎡)	面積割合 (%)	人口密度 (人/k㎡)
古市地区	24,056	20.0	6.074	23.0	3,960
高鷲地区	33,747	28.0	2.886	10.9	11,693
埴生地区	24,101	20.0	4.072	15.4	5,919
羽曳が丘地区	10,064	8.4	1.075	4.1	9,362
駒ヶ谷地区	4,049	3.4	6.609	25.0	613
西浦地区	15,123	12.5	3.640	13.8	4,156
丹比地区	9,286	7.7	2.083	7.9	4,458
市域全体	120,426	100.0	26.439	100.0	4,555

(平成18年9月末現在)

図1 - 8 羽曳野市の人口ピラミッド



資料：住民基本台帳人口及び外国人登録人口(平成18年9月末現在)

本市(平成18年9月末現在人口120,426人)の人口構造は、15歳未満の年少人口が17,891人(14.8%)、15歳~64歳の生産年齢人口が78,975人(65.6%)、65歳以上の高齢者人口が23,560人(19.6%)となっている。

## 2 昼間人口

平成17年の本市の昼間人口は100,180人で、大阪府の1.1%を占めている。昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は84.4であり、本市を従業地・通学地として他市区町村から流入する人口は19,374人、逆に流出する人口は37,875人となっている。

## 3 外国人登録者数

本市の外国人登録者数（平成17年12月末現在）は、951人となっている。これを国籍（出身地）別にみると、最も多いのは、韓国・朝鮮で570人（59.9%）、次いで中国の194人（20.4%）、フィリピンの48人（5.0%）、ブラジルの39人（4.1%）などとなっている。

表1 - 5 外国人登録者数 （単位：人）

	平成15年	平成16年	平成17年
総数	927	932	951
韓国・朝鮮	626	588	570
中国	124	159	194
フィリピン	35	37	48
ブラジル	42	45	39
アメリカ	9	13	13
その他	91	90	87

資料：市民人権部市民課（各年12月末現在）

## 4 主な自動車専用道路及び一般道路

道路は高速自動車道が近接する松原市に松原ジャンクションがあり、ここから近畿自動車道が東大阪・吹田方面へ、阪和自動車道が和歌山方面へ、西名阪自動車道が奈良方面へ、さらに阪神高速松原線が大阪市内と伸びており、高速交通網の拠点となっている。このうち、西名阪自動車道が市の一部を通過している。また、平成16年3月に開通した南阪奈道路は、奈良県と阪和自動車道を結び、関西国際空港へ至る自動車専用道路であり、市の南部を東西に横断している。

一般道路は、幹線道路として市の中央部を国道170号と旧170号が平行に南北に縦貫し、国道166号が古市から太子町を経て奈良県側へ通じている。また、これに加えて府道・市道が縦横に走りそれぞれ本市における道路網を形成している。

## 5 自動車保有台数

平成17年3月末現在、市内で約3万9千台の自動車が保有されており、その内訳は、貨物用自動車約4,100台、乗合用自動車約50台、乗用自動車約32,700台、特殊用途自



動車約 1,200 台、二輪車( 125cc 超 )約 1,000 台となっている。他に原動機付自転車( 125cc 以下 ) は約 16,100 台となっている。

( 資料 : 「市区町村別自動車保有車両数 No.33 平成 17 年 3 月末現在」財団法人自動車検査登録協力会 )

## 6 鉄道等

鉄道は、幹線として近畿日本鉄道の南大阪線が大阪阿倍野橋から橿原神宮前を結んでおり、市の北西部から東部へと通じ、市内には古市駅を中心に恵我ノ荘、高鷲、駒ヶ谷、上ノ太子の各駅がある。また、古市駅から河内長野を結ぶ長野線が市の南へ通じている。さらに隣接する藤井寺市道明寺駅から柏原へ道明寺線も伸びている。

また、空港、港湾について、本市には存在しないものの、近郊には八尾空港( 八尾市 )、関西国際空港( 泉佐野市、泉南市、田尻町 )、大阪国際空港( 豊中市、池田市、伊丹市 ) などが存在する。

## 第5節 災害の想定

### 第1 想定される災害

本市における地勢、地質、気象等の地域の特性及び過去において発生した各種の災害状況等を勘案して、発生が予想される災害は次のとおりである。

#### 1 台風による災害

- (1) 台風に伴う大雨による河川の氾らん及び浸水、ため池の破堤等
- (2) 台風に伴う強風による家屋の倒壊等

#### 2 集中豪雨等の異常降雨による災害

- (1) 河川、ため池等の氾らんによる水害等
- (2) 低湿地域等の排除不良による浸水等
- (3) 山ろく地域における山崩れ、地すべり、土石流急傾斜地崩壊等
- (4) 宅地造成地におけるがけ崩れ等

#### 3 大規模な火災

- (1) 市街区域等の家屋密集地における大規模火災
- (2) 山地における大規模山林火災

#### 4 地震による被害

- (1) 地震による家屋の倒壊、道路の亀裂等
- (2) 地震に伴う火災等
- (3) 地震に伴う断水、停電等

#### 5 その他大規模な事故による被害

- (1) 航空災害
- (2) 鉄道災害
- (3) 道路災害
- (4) 危険物等災害

## 第2 地震による被害想定

### 1 大阪府による被害想定

大阪府では、活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定し、下表に示すとおり被害を想定している。

表1-6 府下全域の活断層及び海溝型地震による被害想定（府実施）

想定地震		上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・南海 地震
地震の規模	マグニチュード	7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7	7.7~8.1	7.9~8.6
	計測震度	4~7	4~7	3~7	3~7	4~6弱
建物全半壊棟数	全壊	219千棟	275千棟	86千棟	28千棟	22千棟
	半壊	213千棟	244千棟	93千棟	42千棟	48千棟
出火件数		127(254)	176(349)	52(107)	7(20)	4(9)
死傷者数	死者	6千人	10千人	3千人	3百人	1百人
	負傷者	91千人	101千人	46千人	16千人	22千人
り災者数		151万人	190万人	74万人	23万人	24万人
避難所生活者数		45万人	57万人	22万人	7万人	7万人
ライフライン	停電	60万軒	89万軒	41万軒	15万軒	8万軒
	ガス供給停止	128万戸	142万戸	64万戸	8万戸	-
	水道断水	372万人	490万人	230万人	111万人	78万人
	電話不通	42万加入者	45万加入者	17万加入者	8万加入者	-

注) 出火件数は地震後1時間の件数( )は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害・火災・交通被害によるものの合計

また府では、府下全域に及ぶ被害想定とともにこれを各市町村ごとに想定している。  
以下の表に本市に係わる想定を示す。

表 1 - 7 羽曳野市における被害の想定（府実施）

想定地震		上町断層帯 地震 B	生駒断層帯 地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・南海 地震
項目	全壊棟数	6,000棟	3,700棟	1,200棟	200棟
	半壊棟数	7,100棟	5,000棟	2,000棟	600棟
建物被害計		13,100棟	8,700棟	3,200棟	800棟
炎上出火件数		3(5)件	1(3)件	- (1)件	-
死者		110人	30人	10人	-
負傷者		1,900人	1,200人	600人	100人
り災者数		43,600人	27,300人	10,400人	1,800人
避難所生活者数		12,600人	7,900人	3,000人	500人
停電軒数		18,500軒	12,700軒	5,100軒	800軒
都市ガス影響戸数		6,000戸	40,000戸	3,000戸	-
上水道影響人口		62,000人	8,000人	57,000人	11,000人
通信被害		8,400加入者	1,100加入者	600加入者	-

注) 出火件数は地震後 1 時間の件数 ( ) は 1 日の件数

死者、負傷者数は建物被害(夕刻)・火災(夕刻、超過確立 1 % 風速)によるものの合計

## 2 市による被害想定

上記の府が実施した被害想定は、各断層ごとに、府域全体でみた場合に最も大きな被害を及ぼす断層破壊のケースを選定しているため、羽曳野市に対して考えられる最も大きな被害を想定したものではない。

そこで、市は、羽曳野市に最も大きな被害を及ぼすものとして、府が設定した生駒断層帯地震の「生駒 14」の断層破壊ケースを選定し、これによる被害想定を、府と同手法で実施した。この想定結果により、避難所必要面積、重要物資備蓄目標量を定めた。

表 1 - 8 羽曳野市における被害の想定（市実施）

項目		想定地震 生駒断層帯地震 (生駒 14)
	全 壊 棟 数	21,639 棟
	半 壊 棟 数	7,856 棟
建 物 披 害 計		29,495 棟
炎上出火件数		15(31)件
死 者		852 人
負 傷 者		1,724 人
り 災 者 数		91,302 人
避難所生活者数		26,478 人

注) 出火件数は地震後 1 時間の件数 ( ) は 1 日の件数

表 1 - 9 必要とされる避難所の面積

項 目	面 積
避難所必要面積	43,689 m <sup>2</sup>

表 1 - 10 重要物資備蓄目標量

項 目	目 標 量	項 目	目 標 量
アルファ化米等	26,478 食	毛布	7,944 枚
高齢者用食	530 食	おむつ	3972 個
粉ミルク	279 人・日	生理用品	43,888 個
哺乳ビン	279 本	簡易トイレ	265 個

## 第6節 防災関係機関等の業務大綱

市及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、さらには関係する府及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務または業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

### 第1 市等の処理すべき事務または業務の大綱

#### 1 市

災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、次に掲げる事項の実施並びに、必要な指示及び勧告を行うものとする。

##### (1) 市長公室

- 国、府に対する緊急要望に関すること
- 自衛隊派遣要請に関すること
- 災害広報・広聴に関すること
- 報道機関との連絡に関すること
- 職員の手当服務に関すること
- 情報技術の支援に関すること

##### (2) 総務部

- 庁舎の災害予防、被害調査及び応急措置に関すること
- 被害調査状況の収集及び報告に関すること
- り災証明の調査及び発行に関すること
- 避難勧告、避難先の指示、避難誘導に関すること
- 避難施設の確保と誘導に関すること
- 車輛の確保、配車及び輸送に関すること
- 災害による家屋・土地・設備等の被害調査及び確認に関すること
- 災害に伴う市税の減免に関すること
- 市有財産の災害予防及び緊急使用に関すること
- 市有財産（普通財産）の被害調査及び応急措置に関すること
- 被災市町村の行財政措置・資金措置に関すること
- 救護・復興の企画立案に関すること
- 災害対策予算、その他財務に関すること
- 災害対策用諸物資（食料・建築用資材を除く）の調査及び確保に関すること
- 物資・資材の検収に関すること

##### (3) 出納室

- 災害経費の収支に関すること
- 義援金品、見舞金の受付及び配付に関すること
- 災害弔慰金の支給等に関すること

##### (4) 保健福祉部

- 被災者の援護状況の調査及び処置に関すること

災害救助物資（給貸与物資）の調達及び配分に関すること  
遺体の搬送及び処理に関すること  
高齢者及び障害者の援護状況の調査及び処理に関すること  
高齢者及び障害者の防災教育に関すること  
災害復興生業資金の貸付に関すること  
避難所における高齢者、障害者等に対する福祉に関すること  
所管施設の災害予防対策、被害調査及び応急対策に関すること  
保育児の防災教育に関すること  
応急保育計画と保育児の健康管理に関すること  
入院患者の防災教育及び保護に関すること  
医療、助産及び救護活動に関すること  
医療救護班の編成及び活動に関すること  
羽曳野市医師会等医療機関及び保健所との連絡に関すること  
災害時医療体制の整備に関すること  
被災者の健康管理に関すること  
全国医師会との協定に関すること  
医療用毒物・劇物の災害予防に関すること

（５）市民人権部

被災者の救護に関すること  
炊き出しの実施に関すること  
給食用資材の確保及び配分に関すること  
生活必需品（主要食料）の調達、確保に関すること  
支所の被害調査及び応急措置に関すること  
災害救護活動の準備に関すること  
所管施設の災害予防対策に関すること  
所管施設の被害調査と応急対策に関すること  
防災関係機関及び団体との連絡調整に関すること  
災害における住民の請願・陳情に関すること

（６）土木部

都市公園等の防災空間の整備に関すること  
公園、道路の防災機能強化に関すること  
土木構造物の耐震対策の推進に関すること  
共同溝、電線共同溝の整備推進に関すること  
道路・橋梁・交通安全施設の被害状況等の収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること  
災害時の交通対策に関すること  
交通機関との連絡調整に関すること  
公園施設及び街路樹の災害予防、被害調査及び復旧に関すること  
緊急輸送及び緊急輸送の整備に関すること

（７）下水道部

河川・土砂災害、下水道施設及び排水路等の被害状況等の情報収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること  
水防対策に関すること

下水道施設の整備、災害予防対策に関すること

( 8 ) 危機管理室 ( 市長公室 )

防災知識の普及啓発に関すること  
危険物の災害予防対策に関すること  
災害救助法の適用申請に関すること  
関係機関との連絡調整に関すること  
防災会議に関すること  
気象情報の収集に関すること  
防災行政無線の管理、運用に関すること  
警備資機材及び消防燃料の調達確保に関すること  
火災予防に関すること  
災害警備対象の事前把握及び関係者に対する指導啓発に関すること  
火災、水災等の予警報の伝達に関すること  
消防団の連絡に関すること  
消防・水防資機材の調達、整備に関すること  
自衛隊、応援隊の受け入れ体制の整備に関すること  
防災専門部会の設置及び会議に関すること  
災害予防計画のとりまとめに関すること  
自主防災組織の整備に関すること  
第3次地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関すること  
災害用備蓄に関すること  
防災訓練の実施に関すること  
総合的防災体制の整備に関すること  
災害対策本部の設置及び本部会議に関すること  
災害対策本部への連絡員の派遣に関すること  
配備指令及び本部命令の伝達に関すること  
災害応急対策のとりまとめに関すること  
災害記録の収集及び編集に関すること  
災害に関する文書の収受及び発送に関すること  
気象状況及び被害状況の記録と関係機関への通報連絡に関すること  
応援消防隊の運用に関すること  
人命救助及び避難勧告、避難先の指示、避難誘導に関すること  
災害警備、鎮圧、応急措置に関すること  
被害調査の総括に関すること  
職員の動員及び配置に関すること  
南河内地域防災推進室との調整に関すること

( 9 ) 生活環境部

ため池の耐震対策の推進及び防災機能の強化に関すること  
農地の災害予防に関すること  
農作物及び農林、商工施設等の被害状況の調査に関すること  
地利、水利の整備確保に関すること  
ため池等の被害状況等の収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること  
感染症患者の輸送に関すること  
防疫対策の実施に関すること



防疫資材及び防疫薬品の整備に関すること  
ゴミ処理場の災害予防対策及び被害状況の調査に関すること  
搬入し尿の処理に関すること  
災害後の清掃作業に関すること  
清掃用資機材の整備に関すること  
し尿の緊急汲み取り及び仮設トイレの設置に関すること  
廃棄物処理に関すること  
災害時における公害全般に関すること

(10) 教育委員会

教育施設の災害予防対策及び被害状況の調査に関すること  
教育施設の災害記録の整備に関すること  
教育施設の応急措置、修理に要する資材の調達及び供給に関すること  
教育施設の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関すること  
文化財の災害予防対策、被害状況の調査及び応急対策に関すること  
学校園における防災教育に関すること  
教育施設の防災計画に関すること  
授業中における園児、児童及び生徒の避難場所の選定及び避難誘導並びに収容に関すること  
学校園に対する緊急指示に関すること  
避難所（学校施設・社会教育施設）の開設及び収容に関すること  
避難所との連絡調整に関すること  
園児、児童及び生徒の被災状況の調査及び応急措置に関すること  
応急教育に関すること  
児童への応急給食に関すること  
留守家庭児童会に対する緊急指示に関すること  
カウンセリングに関すること  
就学援助に関すること

(11) 都市開発部

宅地造成に伴う開発地域の災害予防対策及び災害復旧についての行政指導に関すること  
木造密集市街地の整備促進に関すること  
建築物の安全に関する指導に関すること  
応急仮設住宅の建設予定計画及び実施に関すること  
所管施設の耐震対策の促進、被害調査及び応急対策に関すること  
管下事業主体の対策調整に関すること  
災害危険度判定調査に関すること  
住宅復興計画に関すること  
土地区画整理事業、市街地再開発事業に係る事業の推進に関すること

(12) 水道局

水道施設の災害予防対策に関すること  
水道施設の耐震化等に関すること  
要員の動員及び配置に関すること  
庁舎及び資材の管理に関すること

車輛の確保及び配車に関すること  
応急給水計画の作成に関すること  
時間給水の計画及び実施に関すること  
水道施設の被害調査及び報告に関すること  
断水地区の送水系統の調査及び緊急切替措置に関すること  
水道施設、給水装置の災害復旧作業に関すること  
指定給水装置工事事業者の非常招集及び指揮監督に関すること  
災害による各戸使用水量の認定に関すること  
応援給水車の指揮監督に関すること

(13) 議会事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局  
関係機関との連絡調整に関すること

2 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部  
消防の活動に関すること  
災害情報等の収集及び必要な広報に関すること  
災害の防除、警戒、鎮圧に関すること  
要救助被災者の救出、救助に関すること  
傷病者の救急搬送に関すること  
その他、羽曳野市防災会議が必要と認める事務または業務に関すること

3 消防団  
消防団員の教育及び訓練に関すること  
消防資機材の整備、備蓄に関すること  
消防活動の実施に関すること  
災害情報等の収集及び必要な広報に関すること  
災害の防除、警戒、鎮圧に関すること  
要救助被災者の救出、救助に関すること  
避難及び救護の協力に関すること

## 第2 大阪府及び指定地方行政機関等の処理すべき事務または業務の大綱

### 1 大阪府

(1) 府立呼吸器・アレルギー医療センター  
府地域防災計画による特定診療災害医療センター業務に関すること

(2) 富田林土木事務所  
府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧に関すること  
水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への伝達に関すること  
災害予防、災害応急対策に係る市をはじめとする防災関係機関との連絡調整に関すること

(3) 南河内農と緑の総合事務所  
ため池に関する水防対策に関すること  
災害時における農作物等の被害の減少を図るための技術指導に関すること

- (4) 藤井寺保健所  
災害時における保健衛生対策に関すること
- (5) 南部家畜保健衛生所  
家畜伝染病の予防や畜産農家に対する衛生管理・飼養技術指導等
- 2 大阪府警察（羽曳野警察署）
  - 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
  - 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
  - 交通規制・管制に関すること
  - 広域応援等の要請・受け入れに関すること
  - 遺体の検視（見分）等の措置に関すること
  - 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること
  - 災害資機材の整備に関すること
- 3 指定地方行政機関
  - (1) 羽曳野労働基準監督署  
工場、事業所等における労働災害防止対策
  - (2) 近畿農政局（大阪農政事務所）
    - 応急食料（米穀）及び乾燥米飯の備蓄に関すること
    - 災害時における主要食料の需給調整に関すること
  - (3) 大阪管区气象台
    - 観測施設等の整備に関すること
    - 防災知識の普及・啓発に関すること
    - 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること
- 4 自衛隊（陸上自衛隊第三師団）
  - 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
  - 市が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関
  - (1) 日本郵政公社（藤井寺郵便局）
    - 災害時における郵便業務の確保に関すること
    - 被災者に対する郵便葉書の無償交付に関すること
  - (2) 西日本電信電話株式会社（大阪東支店）
    - 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
    - 応急復旧用通信施設の整備に関すること
    - 気象警報の伝達に関すること
    - 災害時における重要通信に関すること
    - 災害関係電報・電話料金の減免に関すること
    - 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること

- ( 3 ) 関西電力株式会社 ( 羽曳野営業所 )
  - 電力施設の整備と防災管理に関すること
  - 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること
  - 災害時における電力の供給確保に関すること
  - 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
- ( 4 ) 大阪ガス株式会社 ( 導管事業部南部導管部 )
  - ガス施設の整備と防災管理に関すること
  - 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
  - 災害時におけるガスの供給確保に関すること
  - 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
- ( 5 ) 近畿日本鉄道株式会社
  - 鉄道施設の防災管理に関すること
  - 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
  - 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
  - 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
  - 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

### 第 3 市長が認める行政機関の事務または業務の大綱

- 1 宮内庁書陵部古市陵墓監区
  - 陵墓の防災管理に関すること
  - 災害時の陵墓の復旧事業の推進に関すること

### 第 4 市の区域内の公共的団体等の処理すべき事務または業務の大綱

- 1 公共的団体
  - ( 1 ) 町会
    - 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること
    - 水防、その他災害に対する応急措置への協力に関すること
    - 災害時における避難・救助活動の協力に関すること
    - 自主防災に関すること
  - ( 2 ) 羽曳野市医師会、歯科医師会、薬剤師会
    - 医療、助産等救護活動の実施に関すること
    - 救護活動に必要な医薬品及び医療資器材の提供に関すること
  - ( 3 ) 羽曳野市社会福祉協議会
    - 災害時における災害時要援護者対策に関すること
    - 災害時におけるボランティアの結成及び受け入れ、活動体制の整備等に関すること
    - 災害復旧・復興時における相談、被災生活困窮者に対する生活資金の貸付に関すること
  - ( 4 ) 羽曳野市赤十字奉仕団

医療等・救助・救護活動の協力に関すること  
被災者等に対する炊き出し等の協力に関すること

( 5 ) 農業協同組合

農作物及び共同利用施設の被害応急対策及び災害復旧の実施に関すること  
市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること  
被災農家に対する融資の斡旋に関すること  
被災農家に対する生産資機材、生活資材等の確保斡旋に関すること  
米穀等災害時における農産物の確保、需給調整に関すること

( 6 ) 水利組合

ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること  
ため池等の施設の被害調査に関すること  
湛水防除に関すること  
ため池等の施設の復旧事業の推進に関すること

( 7 ) 商工会議所、商店連合会

災害時における物価安定についての協力に関すること  
災害救助用及び復旧資材の確保についての協力に関すること  
被災商業者に対する融資及び斡旋に関すること

( 8 ) 婦人防火クラブ

初期消火活動に関すること  
消防に関する広報活動等に関すること

( 9 ) 婦人団体協議会、老人クラブ連合会等文化事業団体

市が行う防災及び応急対策に関する事務または業務への協力に関すること  
被災者の救助活動の協力に関すること

( 10 ) 交通安全協会

市が行う交通対策の協力に関すること

( 11 ) 各バス・タクシー会社、トラック運送会社等

災害時における緊急輸送体制の整備に関すること  
災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること  
復旧資材等の輸送協力に関すること

( 12 ) アマチュア無線クラブ等

災害時における緊急通信への協力に関すること

2 防災上重要な施設の管理者

防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、災害予防、災害  
応急対策、災害復旧・復興等に関し市が行う防災活動について、積極的に市及び防災関  
係機関等に協力するものとする。

( 1 ) 病院、保健、福祉施設

施設の防災管理及び入院者、入所者等の安全確保に関すること

災害時における応急対策及び復旧事業の実施に関すること

( 2 ) 学校、幼稚園、保育園等

施設の防災管理及び児童、生徒の安全確保に関すること  
災害時における応急対策及び復旧事業の実施に関すること

( 3 ) 危険物関係の取扱い施設

施設の防災管理に関すること  
災害時における危険物の保安措置に関すること

( 4 ) 劇場、店舗、旅館等不特定多数の者が出入りする施設の管理者

施設の防災管理、施設に出入りしている人の避難誘導等の安全確保に関すること

( 5 ) その他の防災上重要な施設の管理者

前記( 1 ) ~ ( 4 ) に準じた防災対策、応急対策、復旧・復興対策の実施に関する  
こと

( 注 ) 防災関係機関等が直接管理する庁舎等の施設に係る災害予防、災害応急対策、災害  
復旧については、全ての機関に該当するので、ここでは掲載していない。

## 第7節 住民、事業所の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・災害時要援護者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努めるものとする。

事業所は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

## 第8節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

## 第9節 計画の周知徹底

本計画は、市の全職員及び市の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者に対し周知徹底させるよう図る。

また、本計画を円滑に実施するため、市をはじめとする防災関係機関は、平素から研修、訓練等の方法によって習熟に努めるとともに、災害対策基本法第42条第4項に基づき計画の要旨を公表し、住民に周知徹底を図る。

## 第10節 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、市の行政評価の取り組みの中で、常に事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努める。

[注 記]

この計画において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

用語	意義
住 民	市の地域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等も含める。
災害時要援護者	災害が発生した場合、情報把握、避難、生活の確保等の防災活動を、迅速かつ的確に行いにくい立場に置かれることの多い高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、傷病者、外国人等をいう。
市 町 村	市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
防災関係機関 関係機関	国、府、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び市の区域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者などをいう。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第4項）
指定公共機関	日本電信電話株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第5項）
指定地方公共機関	地方独立行政法人法第二条第一項の地方独立行政法人及び港湾法第四条第一項の港湾局、土地改良法第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第6項）
公共的団体	市の区域内の関係機関、団体等として本計画では商工会議所、農協等の経済団体、羽曳野市医師会、歯科医師会、婦人会等の文化・福祉団体等の団体をいう。
防災上重要な施設の 管 理 者	市内の民間の病院、学校、保健、福祉関係の施設管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
第五管区海上保安本部	第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上警備救難部をいう。
自 衛 隊	陸上、海上、航空自衛隊をいうが、市域は陸上自衛隊第三師団の警備区域内となっている。
ライフライン	上水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。